

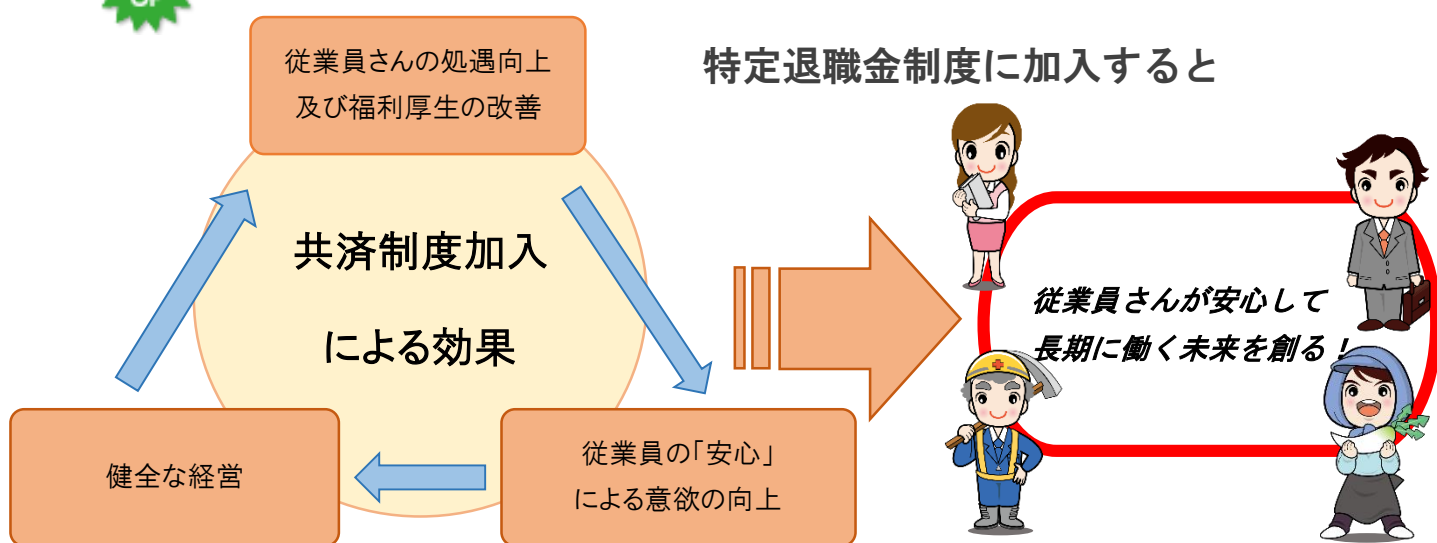
特定退職金共済のご案内

従業員さんの退職金のご用意を

明るい未来を！



特定退職金共済制度に入ると具体的にどのようなメリットがあるの？



**茅ヶ崎市の
助成制度です！**

○ 茅ヶ崎市からの助成を受けることができます！ CHECK

茅ヶ崎市では、特定退職金共済制度の助成制度が存在しており、一口 1,000 円につき 100 円の助成が受けられます。※加入 1 人につき上限 300 円まで



○ この制度を採用することにより、退職金制度を確立できます！ CHECK

退職金制度を設けることが難しい中小企業が求人を出す場合に、福利厚生面で大きな力となります。退職金制度の確率は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。(法人・個人事業所向け)

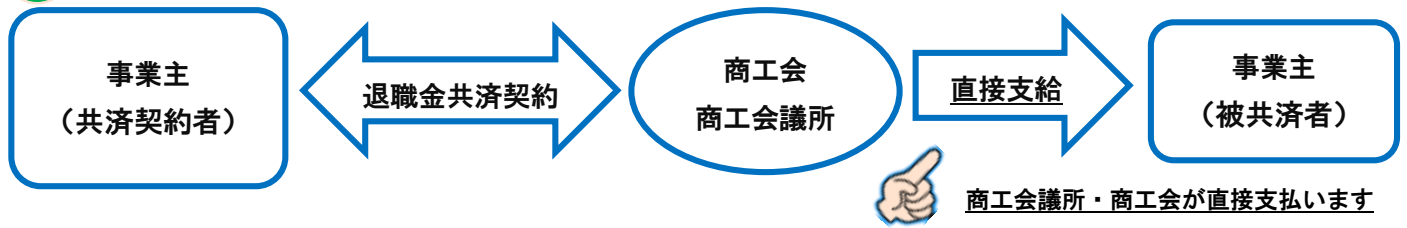
○ 他の保険制度との併用や中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます！

少額からの掛金で始められる制度なので、他の保険制度との併用もオススメしています。現在用意している退職金と別の退職金制度としても用意することができます。中小企業退職金共済制度との重複加入も認められています。

○ 掛金は 1 人月額 30,000 円まで、損金・または必要経費に計上可能！ CHECK

掛金は 1 人月額 30,000 円まで非課税です。所得税法施行令第 73 条に定める「特定退職金制度」として、国の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1 人月額 30,000 円まで損金または必要経費に計上できます。しかも従業員さんの賃金扱いにはなりません。

○ 特定退職金共済制度とは？



特定退職金制度は、商工会議所・商工会が所轄税務署長の承認を得て行う事業です。商工会議所・商工会は事業主と退職金共済契約を締結し、従業員に直接退職金を給付する制度です。

○ 給付金の種類は何があるの？

<退職給付金>

- ◆ 年の途中で退職または死亡された時は月単位で計算した給付金をお支払いします。
- ◆ 給付金額は特定退職金共済規程に基づくものですが、経済変動により将来改定する場合があります。
- ◆ 23年11ヶ月未満の脱退者については元本割れいたします。

<遺族給付金>

加入従業員(被共済者)が死亡された時は退職給付金に加入口数1口当たり10,000円を加えた遺族給付金を遺族に対して支払います。

<退職年金>

加入10年以上の退職者が希望された時は退職給付金に加えて退職年金を支払います。

- ◆.年金は本人の生死に関わらず10年間支払います。
- ◆.年金は3か月間取りまとめて年4回支払います。
- ◆.年金月額が10,000円に満たない時は一時金(退職金給付金)での支払いとなります。

○ 加入資格はありますか？

A—商工会議所の地区内に事業所を有する事業主であれば個人・法人にかかわらず、また、商工会議所の会員以外でも当共済契約を締結することができます。

◆.次に掲げる方を除きすべての従業員を被共済者として加入させるようにしなければなりません。

- (1) 事業主および事業主と生計を一にする親族
- (2) 法人の役員(使用人兼務役員を除く)
- (3) 年齢満15歳未満の方および満85歳以上の方
- (4) 他の特定退職金共済団体の被共済者(加入者)

- ◆.なお、次に掲げる方は必ずしも加入させる必要はありません
- ・期間を定めて雇われている者
 - ・季節的な仕事のために雇われている者
 - ・試用期間中の者
 - ・非常勤の者
 - ・休暇中の者

○ 過去の勤務期間への通算はありますか？

共済契約を締結する際、事業主のもとで一年以上勤務している従業員について、加入日前の勤務期間を10年の限度として、制度加入日以後の期間と通算することができます。

(過去勤務通算月額(口数)1口について)(単位:円)

過去勤務通算期間			
1年	1,020	6年	1,270
2年	1,020	7年	1,490
3年	1,030	8年	1,710
4年	1,040	9年	1,930
5年	1,060	10年	2,160

※お申込みは一事業所について一回限り、共済契約の新規締結時にかぎりできます。



○ 加入口数について

ご加入は被共済者(加入者)1人について30口を限度とします。なお、不当差別となるような取扱いは禁じられていますので、勤務年数や基本給等の客観的基準で口数を決めてください。

増口

・すでに加入している口数と通算して30口が限度です。
・毎月お取扱いしています。

減口

・規程の定めに基づき商工会議所の承認が必要となります。
・減口理由を明記した申込書により申し出てください。

○ 申し込み内容に変更や訂正があった場合は？

- ◆ 被共済者(加入者)に関する項目変更・訂正(氏名、生年月日、性別など)
—「変更訂正通知書」
- ◆ 事業所に関する項目変更(掛金口座、住所、電話番号、事業所名、代表者名)
—「預金口座振替申込書」
- ◆ 口数の増口
—「口数増加申込書」
- ◆ 口数の減口
—「口数減額申込書」

○ 茅ヶ崎商工会議所の会員でなければこの制度に加入できませんか？

いいえ、当制度は商工会議所の地区内の多数の事業所を対象としているので地区内に事業所を有する事業主であれば会員でなくても加入することができます。

○ 事業主が負担した掛金はいかなる理由があっても事業主には返還されない？

はい、これは退職金制度が、従業員の退職金を確保するためのものであるからです。
また、商工会議所が当制度を運営するための要件の1つとなっています。(所得税法施工令第73条①—4)



各種共済制度のご案内

※下の記入欄に共済名と要項を記入のうえ、FAXにて0467-86-6601までお送りください

<p>◆小規模企業共済制度 経営者の為の退職金 (小規模企業共済は退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です) 月額:1,000円～</p>	<p>小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。 全国で160万人が加入中です。 廃業・退職時に共済金を受け取れます。(一括・分割・併用) 掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。</p> 
<p>◆経営セーフティ共済 中小企業倒産防止共済 (経営セーフティ共済は取引先の突然の倒産時にあなたを守る共済制度です) 月額:5,000円～</p>	<p>万が一取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に共済金の貸付けが受けられる共済制度です。もしものときの資金調達として当面の資金繰りをバックアップし、中小企業を連鎖倒産から守ります。掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け、貸付け条件は無担保・無保証人 掛金は損金または必要経費に計上できます。</p> 
<p>◆普通火災共済 事業に伴う不安に対して備えましょう!</p> <p>◆総合火災共済 普通火災+日常の様々な事故や気象災害による災害に備えましょう</p>	<p>普通火災共済の対象は、住宅、店舗、事務所、作業所および併用住宅などの「建物」ならびにこれらの建物に収容される家財、設備、什器、商品、製品などの「動産」です。【火災】【爆発・破裂】【落雷】【風災・雪災・ひょう災】などの事故や災害発生時の被害に対して共済金をお支払いします。 総合火災共済では、上記の保証に加え、【車の飛び込み】【水濡れ損害】【盗難】 【集団行動・労働争議に伴う物損】【洪水・床上浸水】の5項目が追加されています。</p> 
<p>◆かながわ県民共済 安心と生きがいを保証 月額:3,000円～ 月額:1,500円～</p>	<p>主制度 県民共済 生き生き3000</p> <p>主制度 県民共済 生き生き1500</p> <p>主制度 新こども</p> <p>病気やケガからの大きな安心を求める方にオススメ! 入院一日目、日帰り手術、先進医療を保証。掛金も契約時の年齢にかかわらず一律です。 家計の負担を少なくしたい方向けの(月額1,500円～)プラン等も充実 また本共済に加入すると、「温泉保養施設」「映画館」などの施設や「法律相談」また提携施設の割引&優待を受けられる「わかばカード」などを利用することができます。</p>

FAX : 0467-86-6601

◆ () 共済・資料のご請求申込用紙

ふりがな	
氏名 :	事業所名 :
電話番号 :	ご住所 :
メール : @	FAX :

その他の便利な情報も掲載!

茅ヶ崎商工会議所



検索

